

# このようなハガキは詐欺です!



次のようなはがきが届いた、どうすればいいのかという内容の相談が増えています。これは架空請求詐欺です。ご注意ください。

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

管理番号(〇)〇〇〇〇

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年〇月〇日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

お問合せ番号 03-\*\*\*\*-XXXX

受付時間 9:00~19:00

「訴状が提出された」という内容が本当ならば、裁判所から、正式な訴状が「特別送達」という配達方法で届くはずです。

法務省の名称等を不正に使用しており、もっともらしく「民事訴訟管理センター」の名称を使っていますが実在しません。

他にも「国民訴訟通達センター」「民間訴訟告知センター」等があります。

**身に覚えのない請求には、絶対に連絡しないようにしましょう。**

詐欺業者に電話やメールで連絡することで、自分の電話番号やメールアドレスなど個人情報を詐欺業者に教えてしまうことになります。

電話をすると「手続き費用を払って」と要求され、「コンビニで電子マネーを買って」「コンビニの端末で入金するよう」に言われます。

支払方法は、コンビニを指定することが多いのも詐欺の特徴です。

**困ったときは、ひとりで悩まずに、消費生活相談窓口や警察に相談を・・・**

里庄町企画商工課 64-3114

消費者ホットライン 188(イ・ヤ・ヤ)

玉島警察署 086-522-0110

里庄町企画商工課